

鋼船規則

規則

U 編

非損傷時復原性

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 9 号

2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2007 年 12 月 25 日 理事会 承認

2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

2008 年 2 月 27 日 規則第 9 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

1 章 通則

1.3 として次の 1 節を加える。

1.3 喫水の標示

1.3.1 船首尾喫水の標示

船舶の船首尾には、明確に標示された喫水標を備えなければならない。喫水標が容易に読み取ることができる場所に取り付けられていない場合又は特殊な運送による運航上の制約のために読み取ることが困難となる場合については、船首尾の喫水を計測することのできる信頼性のある喫水標示装置を備えなければならない。

附 則

1. この規則は、2009 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

U 編

非損傷時復原性

要
領

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 達 第 5 号
2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 27 日 達 第 5 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

附属書 U1.2.1 船長のための復原性資料に関する検査要領

1.3 復原性資料の記載内容

1.3.10 一般資料

-8.を次のように改める。

-8. 最大許容重心高さ等

船型、航路等を考慮し、本会が適当と認めた書式及び関数により、任意の積付け状態における復原性が **1.3.8**「適用される復原性要件」を満たしていることを船長が容易に確認できるような図表を示すこと。

例えば、直交座標の縦軸及び横軸をそれぞれ喫水及び G_0M （又は、 KG_0 ）として、標準状態での最小許容要求 G_0M （又は、最大許容 KG_0 ）の曲線を示したもの。規則 C 編 4 章の規定を適用される船舶の最小許容要求 G_0M （又は、最大許容 KG_0 ）が区画指数により決定される場合には、最高区画満載喫水線と部分積載区画満載喫水線との間及び部分積載区画喫水と軽荷航海喫水の間ではそれぞれの G_0M （又は、 KG_0 ）が直線的に変化するものとし、中間の喫水についての G_0M は、これらの線形補間から得られる値とすること。更に、この場合、部分積載区画満載喫水線より小さい喫水での最小許容 G_0M （又は、最大許容 KG_0 ）は、区画指数の計算より得られた値とすること。また、区画指数が異なるトリム状態で計算される場合、最小要求 G_0M （又は、最大許容 KG_0 ）の曲線は、同様の手順で作成されること。

-9.として次の 1 項を加える。

-9. トリムの影響

運航上のトリム範囲が規則 C 編 4.1.2(6)に定義する区画用長さ L_s の $\pm 0.5\%$ を超える場合には、復原性資料に各種のトリムの影響を示すこと。

附 則

1. この達は、2009 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。